

第5次長崎県DV対策基本計画

(令和3年度～令和7年度)

(素案)

令和2年11月

長崎県



目 次



第1章 はじめに

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の位置づけ 1
- 3 計画の期間 1
- 4 計画の推進及び進捗管理 1

第2章 本県のDV対策の現状

- 1 配偶者暴力相談支援センターへの相談状況 3
- 2 警察におけるDV相談等の受理状況 3
- 3 一時保護の状況 4
- 4 一時保護中の支援 5
- 5 保護命令について 5
- 6 県内相談支援体制 6 ~ 7

第3章 計画の基本的事項

- 1 基本理念 8
- 2 基本的な考え方 8
- 3 基本目標 8
 - 《体系図》 9

第4章 施策の展開

- 1 暴力を許さない社会づくり
 - (1) DV防止のための教育啓発 10
 - 県による広報・啓発
 - 市町による広報・啓発
 - 学校における教育
 - 事業所における研修の充実
 - 多様な機会をとらえた意識啓発
 - 女性に対する暴力をなくす運動
 - (2) 加害者更生等の調査研究 11
 - 加害者更生プログラム研究等の情報収集
 - 加害者更生のための対応の手法の研究

2	安心して支援が受けられる相談体制の整備	
	(1) 県配偶者暴力支援センターの機能強化	1 1
	長崎・佐世保支援センターの機能強化	
	休日・夜間の相談体制の検討	
	相談窓口の検討	
	(2) 市町との連携と支援	1 2
	市町における基本計画策定及び配偶者暴力相談支援センター設置	
	への支援	
	県福祉事務所及び県保健所における相談支援	
	(3) 警察における相談・支援	1 3
	相談・支援体制の充実	
	被害者意思決定支援の実施	
	秘密の保持	
	(4) 男性への相談体制・支援	1 3
	相談窓口による支援の推進	
	相談窓口の周知	
	(5) 職務関係者の資質の向上	1 4
	婦人相談員の資質の向上	
	研修の充実	
	(6) 外国人・障害のある人・高齢者への配慮	1 5
	通訳の確保	
	外国語による情報の提供	
	障害のある人のDV防止及び被害者支援	
	高齢者のDV防止及び被害者支援	
3	緊急かつ安全な保護体制の整備	
	(1) 通報等への対応	1 5
	医師及び医療関係者からの通報等	
	民生委員・児童委員・介護従事者等からの通報等	
	学校からの通報等	
	通報等に対する適切な対応	
	(2) 一時保護体制の充実	1 6
	緊急時の安全の確保と同行支援	
	一時保護委託の拡充	
	県北地域におけるシェルターの確保の検討	
	同伴する子どもへの対応	
	入所者の生活の向上	

婦人保護施設での支援

- (3) 保護命令に対する適切な対応 17
 - 保護命令制度の周知と申し立てへの的確な助言
 - 保護命令が発令された場合の対応
 - 教育委員会等との連携

- 4 被害者の自立を支援する環境整備
 - (1) 住宅の確保 18
 - 婦人保護施設
 - 母子生活支援施設
 - 県営住宅の優先入居
 - 市町公営住宅の優先入居の働きかけ
 - ステップハウスの活用

 - (2) 経済的自立に向けた支援 19
 - 就業支援
 - 福祉制度の活用

 - (3) 支援制度の情報提供とワンストップ化の推進 19
 - 市町窓口における円滑な手続きの推進
 - 被害者等に係る情報の保護

 - (4) 自立に向けた支援の推進 20
 - きめ細かな自立支援
 - 被害者に対するケアプログラムの推進
 - 子どもに対するケアプログラムの推進
 - 精神科医による医学相談等

- 5 関係機関の連携による推進体制の整備
 - (1) 被害者支援ネットワークの構築 21
 - 長崎県DV対策等推進会議の開催
 - DV被害者支援ネットワークの強化
 - 被害者支援マニュアル等の活用

 - (2) 民間団体との協働 21
 - DV防止団体等との連携強化
 - 民間シェルターへの協働に向けての働きかけ

 - (3) 性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターとの連携 22
 - 性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターとの連携

 - (4) 苦情処理体制の整備 22
 - 苦情に対する迅速な対応と処理

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、個人の尊厳を害し、男女平等の妨げとなっています。また、DVは、子どもの目の前で行われる場合には、被害者だけでなく、子どもの心身に多大な影響を及ぼす児童虐待に該当するものです。

DVについては、平成13年4月にDVの防止及び被害者の保護を図ることを目的として、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「DV防止法」という。)が制定され、さらに、平成16年6月に、DV防止法の一部改正により、都道府県は国が定める基本方針に即して、基本的な計画を定めなければならないと規定され、平成16年12月には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」(以下「基本方針」という。)が定められました。

本県では、こうした国の動向を踏まえ、平成18年3月に「長崎県DV対策基本計画」を策定し、配偶者暴力相談支援センター及び婦人相談所を中心として、警察・市町等関係機関と連携しながら、相談や保護、自立支援など切れ目のない支援に取り組んできました。

この度、現行の第4次長崎県DV対策基本計画の計画期間が満了することから、本県におけるこれまでのDV対策の取組や社会の動向、関係機関等の意見を踏まえながら、令和2年3月に改正された国の基本方針に即し、「第5次長崎県DV対策基本計画」を策定しました。

この計画では、被害者の立場に立った相談から自立までの切れ目のない支援を充実していくために、さまざまな関係機関の支援員等の研修の一層の充実や住民の身近な窓口である市町の取組への支援や民間団体との連携の強化に力を入れることとしています。また、暴力を未然に防ぐための教育啓発や意識の啓発など、配偶者以外の恋人など親密な関係にあるパートナーも含め施策を進めていくこととしています。

この計画に基づき、市町や関係機関、民間支援団体等と連携を図りながら、暴力のない社会の実現を目指していきます。

2 計画の位置づけ

この計画は、令和2年3月23日に国が定めた基本方針に即して策定した、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3に定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」です。

また、この計画は、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」の個別計画であり、「第4次長崎県男女共同参画基本計画」、「長崎県福祉保健総合計画」、「長崎県犯罪被害者等支援計画」、「第3次長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり行動計画」及び「長崎県人権教育・啓発基本計画」と連携して推進します。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

ただし、DV防止法の改正及び国の基本方針が見直された場合や、新たに盛り込むべき事項が生じた場合、必要に応じ見直すこととします。

4 計画の推進及び進捗管理

この計画は、市町をはじめとする関係¹機関や、民間団体等と連携・協働しながら、推進していきます。進捗状況については、毎年度、「長崎県DV対策等推進会議」において評価を行います。

第2章 本県のDV対策の現状

1 配偶者暴力相談支援センターへの相談状況

長崎こども・女性・障害者支援センター（以下「長崎支援センター」という。）及び佐世保こども・女性・障害者支援センター（以下「佐世保支援センター」という。）に設置している配偶者暴力相談支援センターへの令和元年度の相談件数は、2,277件で年々増加傾向にあります。DV相談は、両支援センターが受ける女性相談の67%を占めています。

市町別の相談件数については、長崎市が5割弱を占めていますが、県外からの相談が多いのもDV相談の特徴です。近年の相談件数増加の要因としては、相談窓口として定着したこと、相談体制が整備されたこと及び今まで家庭内の問題として抱え込まれてきたDVに関する被害が顕在化したこと、DVに対する社会の理解が進んだことが考えられます。

【表1】県こども・女性・障害者支援センターへの相談件数

件数	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
相談総計	2,509	2,829	3,003	3,201	3,491	3,418
うちDV (割合)	1,686 67%	1,782 63%	1,885 63%	2,230 70%	2,157 62%	2,277 67%
DV内訳						
来所	683	607	705	801	835	879
電話	1,003	1,175	1,180	1,429	1,322	1,398

【表2】令和元年度DV相談件数の市町別内訳

市町名	件数	市町名	件数
長崎市	984	長与町	66
佐世保市	582	時津町	45
島原市	7	東彼杵町	1
諫早市	132	川棚町	3
大村市	61	波佐見町	14
平戸市	41	小値賀町	0
松浦市	8	佐々町	27
対馬市	14	新上五島町	37
壱岐市	5	県外	206
五島市	1	不明	12
西海市	7		
雲仙市	19	合計	2,277
南島原市	5		

2 警察におけるDV相談等の受理状況

警察は、被害者の意向に配慮しながら、事案の危険性・切迫性に応じて、加害者の検挙、指導警告、被害者への援助等の措置を行い、加害行為の防止及び被害者保護対策の徹底に努めています。平成31年1月～令和元年12月のDV事案の受理数は、354件で、平成28年以降、年間350件前後で推移しています。DV被害者のうち342人は女性であり、

相談等に対し、加害者の検挙や指導警告、被害者に対する防犯指導や援助等の警察支援措置は、637件です。

令和2年1月～5月末におけるDV事案の受理数は、168件で、被害者のうち153人が女性で、15人が男性でした。年齢は、20～40歳代が117人で全体の69.6%を占めています。加害者は、配偶者・元配偶者が133件で全体の79.2%を占めており、20～40歳代が111人で全体の66.1%を占めています。

【表3 警察におけるDV事案の相談等受理件数】

	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年
受理件数	303	349	354	371	335	354

3 一時保護の状況

県では、長崎支援センターに一時保護所を設置し、加えて、民間シェルター等に一時保護を委託することにより、被害者を一時的に保護する体制を整えています。令和元年度の一時保護の件数は、一時保護をした被害者68人（うちDV被害者44人）、一時保護をした被害者が同伴した子どもは77人（うちDV被害者が同伴した子ども67人）です。

子どもを同伴するケースが依然として高い水準で推移しているため、子どもへのケアがますます必要になっています。

【表4-1 一時保護の状況】

		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
女性	保護(人)	70	55	46	54	49	68
	うちDV	50	39	31	42	22	44
児童	保護(人)	66	40	51	68	43	77
	うちDV	61	37	41	54	28	67

【表4-2 令和元年度一時保護の状況(女性)】

	10代	20代	30代	40代	50代以上	計
女性(人)	0	8	13	12	11	44

【表4-3 令和元年度一時保護の状況(同伴児童)】

	乳児・幼児	小学生	中学生	義務教育終了	18歳以上	計
児童(人)	37	17	6	3	4	67

4 一時保護中の支援

一時保護所入所中は、身柄の安全を確保し、心身の休養と安定を図るとともに、福祉施策等に関する情報提供を行う等により、入所者の自立に向けた支援を行っています。平成18年度からケースワーカーを配置し、自立までの期間の短縮化を図るとともに、平成21年度からは、NPOと協働して、退所後の自立支援にも取り組んでいます。

心理的・医学的なケアを要するケースについては、心理判定員による心理判定、精神神経科医師による医学診断を実施し、適切な助言指導を行うとともに、必要に応じて長崎支援センターの障害部門との連携を図り、福祉施策や治療につないでいます。

被害者と同伴で一時保護されている子どもに対しては、長崎支援センター、佐世保支援センターの児童部門と連携を図り、親と子どもへの支援を行っており、平成17年度から全国でも先駆的な取り組みとして、長崎県及び長崎市の教育委員会との連携により専任の教員を派遣する訪問教育を実施しています。子どもの教育の機会を保障し、学力の遅れを取り戻すばかりではなく、DVの環境から逃げてきた母親達が、子どもを巻き添えにしたという罪悪感から解放されるなどの効果ももたらしています。平成22年度には、子どもたちがのびのびと運動できるよう、屋内運動施設を整備しました。

【表5 令和元年度一時保護処理別件数】

	婦人保護施設へ	自立	帰宅	実家・親族宅へ	友人・知人宅へ	自費で利用できるステッパハウス等	他県の婦人相談所へ	病院へ入院	福祉事務所		無断退所	その他	合計	次年度へ継続
									母子生活支援施設へ	他の社会福祉施設へ				
DVを主訴とする者	1	6	8	14	1	5	0	0	5	0	0	3	43	1
要保護女子	2	2	9	3	0	0	0	1	1	0	1	5	24	0
合計	3	8	17	17	1	5	0	1	6	0	1	8	67	1

5 保護命令について

被害者から保護命令の申し立てがあった際の地方裁判所への書面提出については、令和元年度においては、3件であり、うち一時保護入所者はありませんでした。平成25年度から、被害者の安全上の問題等により、警察が関与している場合には、相談先を警察とするようお願いをしており、そのことが浸透してきた結果、件数が減ってきています。

【表6 - 1 保護命令書面提出件数（県配偶者暴力相談支援センター取扱分）】

平成29年度		平成30年度		令和元年度	
長崎地裁五島支部	1	長崎地裁民事部	2	長崎地裁大村支部	1
〃 佐世保支部	1	〃 島原支部	1	〃 佐世保支部	1
				〃 平戸支部	1
那覇地裁平良支部	1	高松地裁民事部	1		
計	3	計	4	計	3

【表 6 - 2 保護命令書面提出件数（県警取扱分）】

	平成29年	平成30年	令和元年
長崎地裁民事部	24	27	17
〃 大村支部	4	5	8
〃 佐世保支部	7	5	5
〃 島原支部	3	1	2
〃 平戸支部	2		2
〃 厳原支部	1		3
〃 五島支部	1	2	
〃 壱岐支部	4	1	
福岡地裁いわき支部		1	
高松地裁		1	
熊本地裁阿蘇支部		1	
計	46	44	37

6 県内相談支援体制

DVにかかる相談は、県内のさまざまな相談機関で連携を図りながら行っており、必要がある場合は、県外の機関とも連携をとっています。

一時保護は、長崎支援センターの一時保護所で行っています。

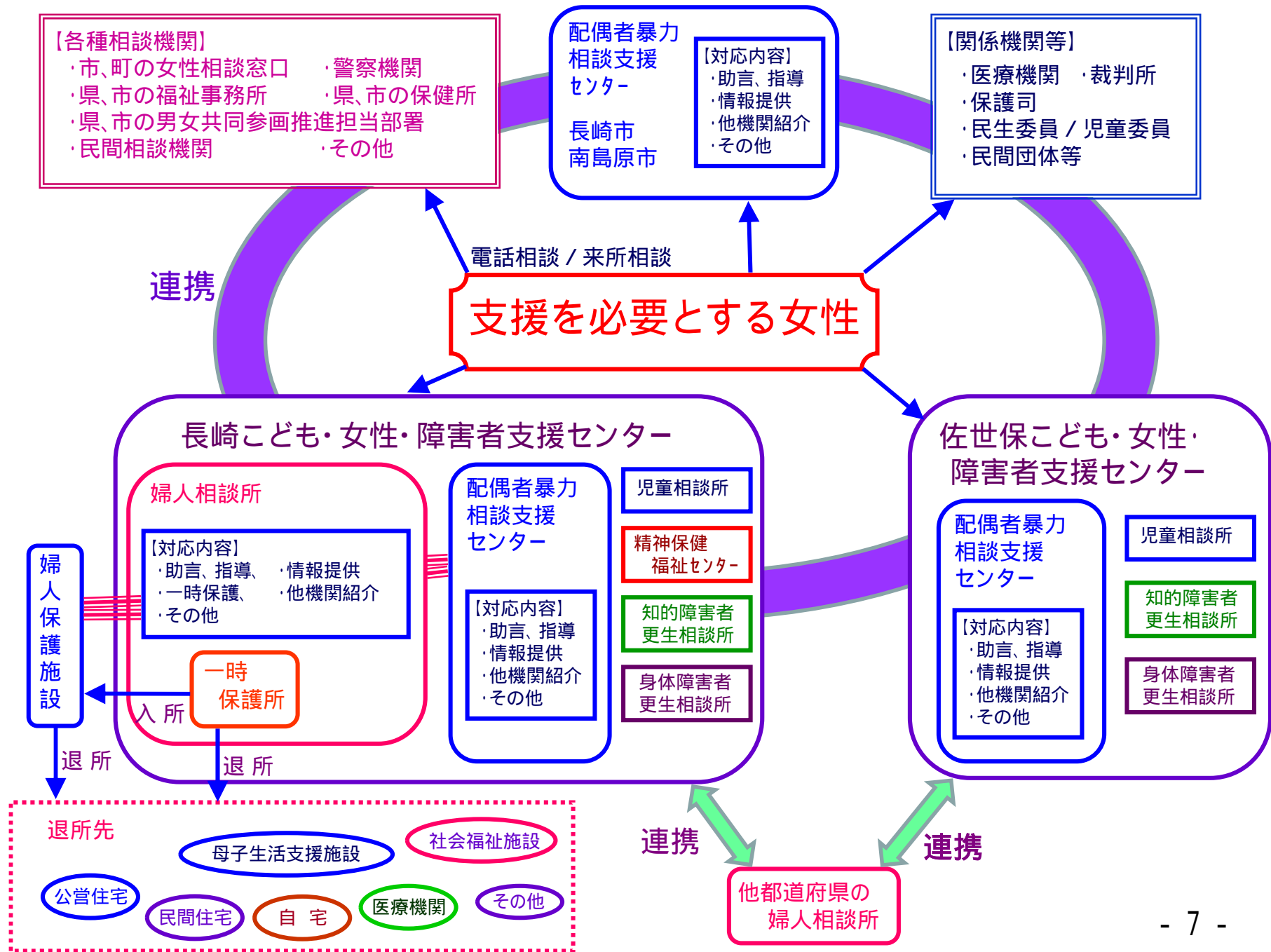
市町では、長崎市と南島原市に配偶者暴力相談支援センターが設置され、相談を行っています。また、佐世保市、大村市、諫早市には専任の婦人相談員が配置されています。その他の市町では、男女共同参画や児童家庭相談等の部署で相談を受けています。

警察では、県内の警察署において、被害者に対する援助や各種情報の提供、関係機関と連携した被害者の保護等、事案に応じた適切な措置を講じています。地方裁判所がDV防止法に基づく保護命令を発令した時は、保護命令を受けた者に対し、命令を遵守するよう指導を行うなどの措置を講じています。

【参考】婦人相談員を配置している市におけるDV相談件数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
長崎市	124	91	103	107	81
佐世保市	102	98	89	105	122
諫早市	24	16	23	29	22
大村市	13	42	33	20	45
合計	263	247	248	261	270

(件)



第3章 計画の基本的事項

1 基本理念

DVを容認しない社会づくりと被害者が安全な保護を受け、安心して自立した生活ができる社会の実現を目指します。

2 基本的な考え方

DV対策の推進に当たっては、被害者の人権を尊重した適切な対応やDVに対する県民の正しい理解を促進するとともに、以下の「基本的な考え方」により、関係機関が緊密に連携して施策を実施します。

- (1) DVは犯罪行為をも含む重大な人権侵害である。
- (2) 被害者の人権と意思は尊重されなければならない。
- (3) DV防止や被害者の適切な保護・自立支援は地方公共団体（県、市町）の責務である。

3 基本目標

DVの防止及び被害者保護を推進するために、次の項目を基本目標に掲げ、必要な施策を総合的に推進します。

- (1) 暴力を許さない社会づくり
- (2) 安心して支援が受けられる相談体制の整備
- (3) 緊急かつ安全な保護体制の整備
- (4) 被害者の自立を支援する環境整備
- (5) 関係機関の連携による推進体制の整備

第5次長崎県DV対策基本計画体系図

基本理念

DVを容認しない社会づくりと被害者が安全な保護を受け、安心して自立した生活ができる社会の実現

基本理念	基本目標	個別目標	施策の展開
1. 暴力を許さない社会づくり	(1) DV防止のための教育啓発	県による広報・啓発の充実	市町による広報・啓発 多様な機会をとらえた意識啓発
	(2) 加害者更生等の調査研究	加害者更生プログラム研究等の情報収集	学校における教育 事業所における研 女性に対する暴力をなくす運動 加害者更生のための対応の手法等の研究
2. 安心して支援が受けられる相談体制の整備	(1) 県配偶者暴力相談支援センターの機能強化	長崎・佐世保支援センターの機能強化	休日・夜間の相談体制の検討 相談窓口の周知
	(2) 市町との連携と支援	市町における基本計画策定及び配偶者暴力相談支援センター設置への支援	県福祉事務所及び県保健所における相談支援
	(3) 警察における相談・支援	相談・支援体制の充実	被害者意思決定支援の実施 秘密の保持
	(4) 男性への相談体制・支援	相談窓口による支援の推進	相談窓口の周知
	(5) 職務関係者の資質の向上	婦人相談員の資質の向上	研修の充実
	(6) 外国人・障害のある人、高齢者への配慮	通訳の確保	外国語による情報の提供 障害のある人のDV防止及び被害者支援 高齢者のDV防止及び被害者支援
3. 緊急かつ安全な保護体制の整備	(1) 通報等への対応	医師及び医療関係者からの通報等	民生委員・児童委員・介護従事者等からの通報等 学校からの通報等 通報等に対する適切な対応
	(2) 一時保護体制の充実	緊急時の安全の確保と同行支援	一時保護委託の拡充 県北地域におけるシェルターの確保の検討 同伴する子どもへの対応 入所者の生活の向上 婦人保護施設での支援
	(3) 保護命令に対する適切な対応	保護命令制度の周知と申し立てへの的確な助言	保護命令が発令された場合の対応 教育委員会等との連携
4. 被害者の自立を支援する環境整備	(1) 住宅の確保	婦人保護施設	母子生活支援施設 県営住宅の優先入居 市町公営住宅の優先入居への働きかけ ステップハウスの活用
	(2) 経済的自立に向けた支援	就業就労支援	福祉制度の活用
	(3) 支援制度の情報提供とワンストップ化の推進	市町窓口における円滑な手続きの推進	被害者等に係る情報の保護
	(4) 自立に向けた支援の推進	きめ細かな自立支援	被害者に対するケアプログラムの推進 子どもに対するケアプログラムの推進 精神科医による医学相談等
5. 関係機関の連携による推進体制の整備	(1) 被害者支援ネットワークの構築	長崎県DV対策等推進会議の開催	DV被害者支援ネットワークの強化 被害者支援マニュアル等の活用
	(2) 民間団体との協働	DV防止団体等との連携強化	民間シェルター等への協働に向けての働きかけ
	(3) 性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターとの連携	性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターとの連携	
	(4) 苦情処理体制の整備	苦情に対する迅速な対応と処理	

第4章 施策の展開

1 暴力を許さない社会づくり

(1) DV防止のための教育啓発

(現状と課題)

DVは犯罪行為をも含む重大な人権侵害ですが、主に家庭内で行われるため、外部から発見されにくく、潜在化する傾向にあります。また、子どもが親の暴力を見て育つことで、様々な影響が出る恐れもあり、配偶者間暴力は個人の問題ではなく社会全体の問題であるという認識が必要です。DV防止の観点から、男女が互いの人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有していくことが大切です。

DVには、身体に対する暴力のみならずいわゆる精神的暴力及び性的暴力も含まれることに留意しながら、県民に対してDVに関する正しい理解と協力が得られるよう啓発を行う必要があります。

DVの防止には特に、早期の教育啓発が欠かせません。中学校・高等学校・大学・保護者等を対象にしたDV・デートDV防止の啓発を推進することが重要です。

【施策の展開】

県による広報・啓発

県の広報誌、テレビ・ラジオの県政番組、ホームページ、リーフレットに加え、若年層に対しては、SNS等を活用するなど、広く県民に対する広報・啓発の充実に努めます。

市町による広報・啓発

市町に対し、広報誌、ホームページ、リーフレット等の活用による広報を呼びかけ、地域住民に対する広報・啓発の充実に努めます。

学校における教育

教育委員会及び民間支援団体等との連携により、中学校・高等学校・大学等におけるDV未然防止の内容を含めた人権教育を推進するとともに、養護教諭など全教職員やPTA等関係者への啓発・研修を行います。特に中学校・高等学校等において、生徒が在学中にDV予防教育が受講できるよう努めます。

事業所における研修の充実

DVに関する正しい理解とその防止のために、事業所における人権教育等の充実に働きかけます。

多様な機会をとらえた意識啓発

DVに関する正しい理解とその防止のために協力が得られるよう、県内各地で行われる生涯教育、男女共同参画等及び人権教育の催しや研修等あらゆる機会をとらえ啓発を推進します。

女性に対する暴力をなくす運動

11月12日～11月25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間において、関係機関が連携してDV防止に関する集中的な広報啓発活動や関連イベントを実施します。

(2) 加害者更生等の調査研究

(現状と課題)

DVの再発を防止するためには、被害者を保護するだけでなく、加害者への教育、カウンセリング等の加害者対策が課題になっています。

被害者からの相談体制は整備が進んできていますが、加害者に対する啓発や教育、相談等の対応は進んでいません。

DV防止法第25条では、国及び地方公共団体は、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究の推進に努めることとされており、令和元年6月の法改正において、国は公布の日から3年を目途に、加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされており、県においても国の動向を踏まえながら加害者対策の実施に向けて取り組む必要があります。

【施策の展開】

加害者更生プログラム研究等の情報収集

加害者更生のための国の研究や民間のプログラム実施団体等の取組について、情報収集を行い、市町等の関係機関に情報提供を行い共有化を図ります。

加害者更生のための対応の手法の研究

更生の意思を持つ加害者のニーズを把握し、加害者に対する相談体制や対応の手法について民間支援団体等の協力を得ながら引き続き研究を行います。

2 安心して支援が受けられる相談体制の整備

(1) 県配偶者暴力相談支援センターの機能強化

(現状と課題)

県の配偶者暴力相談支援センターは長崎及び佐世保の支援センターに設置しています。

長崎支援センターは、平成19年4月に、児童相談所、婦人相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターの5機関を統合し、こども・女性・障害のある方々に対し、多職種チームによる総合的支援体制を整えた機関として開設されました。同センターは、県の婦人保護事業の中核機関として、保護を必要とする女性の早期発見に努め、必要な相談、調査、判定、一時保護及び啓発活動を行う婦人相談所の機能を有し、併せて婦人保護施設を設置しており、平成22年4月から「女性支援課」を設置し、組織強化を行い、DV被害者及び同伴する子どもへの総合的な相談支援体制を確立しました。

また、佐世保支援センターは、平成19年4月に、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所の3機関を統合し、女性相談機能を加え、強化を図りました。

被害者の立場にたった切れ目のない支援のため、被害者の支援における中核として機能強化を図っていく必要があります。また、休日・夜間・緊急時の一時保護等の対応については、連絡網により対応を行っていますが、相談業務については一層の充実が求められているところです。また、相談窓口について県民への周知が必要です。

【施策の展開】

長崎・佐世保支援センターの機能強化

長崎・佐世保支援センターをDV相談窓口の連携の中核として位置づけ、児童相談所や市町及び関係機関の連携により、対応が難しい事案への対応や、専門的・広域的な対応が行えるようきめ細かい支援体制の強化を図ります。

休日・夜間の相談体制の検討

休日・夜間の相談業務については、緊急対応が必要な場合には、警察等の関係機関と連携して対応するとともに、相談体制の充実強化については、SNSの活用等、国の調査研究の状況を踏まえながら検討してまいります。

相談窓口の周知

県内におけるDV相談の相談窓口及び内閣府事業である「DV相談ナビ」、「DV相談+」の活用について、県の広報誌、テレビ・ラジオの県政番組、ホームページ、リーフレット、SNS等を活用して、市町とも連携して、広く県民に周知を図るとともに、DV相談窓口カードの設置などにより広報を行います。

(2) 市町との連携と支援

(現状と課題)

市町においても、自己支援を含む被害者の保護を図るうえで、地域における相談窓口として婦人相談員等を配置し、主体的な取組みを行っているところもありますが、住民に対し相談窓口の明確化を周知する等の取組みが求められています。

平成19年7月の法改正により市町における基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務とされ、被害者にとってより身近な市町におけるDV施策の取組みについて一層の促進が求められており、同センター未設置の市町においても同様の取組が必要とされています。

本県においては、17の市町で基本計画が策定され、長崎市と南島原市に配偶者暴力相談支援センターが設置されております。

【施策の展開】

市町における基本計画策定及び配偶者暴力相談支援センター設置への支援

市町における基本計画策定と配偶者暴力相談支援センター設置や、市町関係部局の連携によるDV対策の必要性について、市町関係部局会議へ働きかけを行うとともに、職員や相談員の研修、相談業務のアドバイス等、引き続き積極的に支援を行います。

県福祉事務所及び県保健所における相談支援

本土地区の配偶者暴力相談支援センターを設置していない市町に対しては、長崎・佐世保の支援センターが支援・助言等を行います。対馬市・壱岐市・五島市においては、県保健所所在の長崎支援センター兼務職員が長崎支援センターの指示に基づき市へ支援・助言等を行います。

また、県福祉事務所において、管内町の窓口と緊密に連携を図り必要な相談及び支援を行います。

(3) 警察における相談・支援

(現状と課題)

DV相談は、警察本部、各警察署、及び交番・駐在所で受け付けています。警察は、被害者の意向に配慮しながら、事案の危険性、切迫性に応じて加害者の検挙や指導警告を行うなど加害行為の防止を図る一方、被害者に対しては、自衛措置その他DV被害を防止するための助言を行うなどの支援を行っています。DV被害者の中には、身近な者が加害者であることなどを理由に、被害届の提出をためらう者も少なくないことから、被害者への支援制度について、より一層の広報啓発活動を行っていく（周知を図る）必要があります。

【施策の展開】

相談・支援体制の充実

DVについては、相談窓口のみならず、110番通報や被害届の受理等各種警察活動の過程でも認知するため、全ての警察職員がDVの特性、関係法令、相談対応要領等を理解し、被害者の立場に立った適切な措置を講ずることができるよう、部内研修を一層充実させていきます。

また、必要に応じて女性警察職員が相談対応したり、被害者と加害者が遭遇しないような相談対応等、被害者心情等により配慮した対策を推進します。

被害者意思決定支援の実施

DV相談を受けた場合には、被害者の置かれている状況に応じて、刑事手続、保護命令制度、婦人相談所における一時保護、警察本部長等による援助等、被害者が要望すれば活用し得る制度について、分かりやすく図示した資料等を用いて、それぞれの要件とその効果等を教示することで、被害者の意思決定を支援します。

秘密の保持

DV加害者は、被害者に強い執着心と支配意識を抱いていることが多いことから、相談対応等を通じて知り得た被害者等の個人情報については、加害者の知るところとならないよう取扱いに十分留意します。

(4) 男性への相談体制・支援

(現状と課題)

男女共同参画に関する相談機関である、県の男女共同参画推進センター「きらりあ」内に、平成24年6月、男性専用の相談窓口を設置し、DVの問題、家族・夫婦関係の問題、人間関係の悩みなどの相談に対応しています。

男性は相談できずに一人で抱え込む傾向があることから、相談窓口の県民への周知が必要です。

【施策の展開】

相談窓口による支援の推進

悩みを抱える男性が気軽に相談できる相談窓口として、きめ細かな支援を行うとともに、必要に応じて、関係機関との連携を図ります。

相談窓口の周知

県の広報紙、ラジオ、ホームページ、チラシ、SNS等を活用しながら、市町等と連携して、広報周知に努めます。

(5) 職務関係者の資質の向上

(現状と課題)

職務関係者は、DVの特性を十分理解した上で、被害者の置かれた立場に配慮して職務を行う必要があるため、相談担当職員の資質向上について、研修会の実施を通じた一層の取組が必要です。

【施策の展開】

婦人相談員の資質の向上

婦人相談員は、複雑多様化する相談に適切に対応するための高い専門性が求められているため、効果的な専門研修の実施や民間団体の研修会及び全国婦人相談員研究協議会等の活用により資質の向上を図ります。

研修の充実

市町や支援センター職員・県担当者・警察担当者等の関係機関の職員に対し、多様化するニーズ等に対応するため、事例研究等を取り入れた研修を行い、資質の向上を図ります。また、被害者を発見しやすい立場にある医療関係者や人権擁護委員、裁判所調停委員、民生・児童委員等についても、DVについての正しい理解を深めるよう、関係機関・団体と協力して研修機会の確保に努めます。その際、DV被害者に対応する関係者が二次的被害を起こすことがないように指導を徹底します。

(6) 外国人・障害のある人・高齢者への配慮

(現状と課題)

外国人、障害のある人、高齢者等であることによって支援を受けにくいということにならないようハンディキャップを持つ被害者の立場に充分配慮した対応が必要です。

また、警察庁の統計(令和2年3月5日生活安全局生活安全企画課・刑事局捜査1課「令和元年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等の対応状況について」)によると、70歳以上の被害者数は、平成27年の3,225人から令和元年には5,474人と1.7倍になっており、高齢者の被害が増加しています。

【施策の展開】

通訳の確保

中国語・英語以外の言語については、関係機関やボランティア団体と連携を行い、外国語の通訳や手話通訳の確保に努めます。

外国語による情報の提供

多言語によるDV啓発リーフレット、相談窓口カードの作成・配付を行います。

障害のある人のDV防止及び被害者支援

障害のある人については、その特性に配慮し、市町及び福祉事務所の障害者福祉担当課、支援センターの障害者支援部門等と十分連携しながら、情報提供や制度・施策の活用により、

DVの防止、被害者支援に努めます。

高齢者のDV防止及び被害者支援

高齢者のDV被害は、近年増加傾向にあり、関係機関である市町の高齢者福祉担当課、地域包括支援センター等と十分連携を図りながら、DVの予防、被害者支援に努めます。

3 緊急かつ安全な保護体制の整備

(1) 通報等への体制整備

(現状と課題)

DV防止法では、被害者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察に通報するよう努めなければならないとされており、また、医師その他医療関係者は、被害者を発見しやすい立場にあることから、被害者の発見・通報において積極的な役割が期待されています。このため、広く県民がDVに対する理解を深め、被害者を発見した場合には通報できるよう周知を図る必要があります。

【施策の展開】

医師及び医療関係者からの通報等

医師及び医療関係者が被害者を発見した場合は、守秘義務を理由にためらうことなく、配偶者暴力相談支援センターや警察へ通報するよう協力を求めています。また、県が作成したDV被害者支援マニュアル2020により、DVへの理解と適切な通報体制の整備に協力を求めています。また大学や養成機関へのDV防止についての啓発についても、関係機関と連携して行います。

民生委員・児童委員・介護従事者等からの通報等

民生委員・児童委員・介護従事者等が、居宅訪問等により介護・相談支援を行う際に、被害者を発見した場合は、被害者の意思を尊重しながら、市町の包括支援センターや福祉関係部局、配偶者暴力相談支援センターや警察への通報を行うよう協力を求めています。

学校からの通報等

教育委員会と連携し、教職員へのDVの理解とDV被害を発見した際の通報について協力を求めています。

通報等に対する適切な対応

配偶者暴力相談支援センターでは、被害者に関する通報等を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明、助言を行います。

また、被害者に対する危険が急迫している場合は、警察にその旨を通報するとともに、被害者に対し、一時保護を受けることを勧奨するなどの措置を講じ、また、通報等の内容から児童虐待に当たると思われる場合には、児童相談所との連携を図り迅速な対応を行います。その後の被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族）に対する支援に際しては、児童相談所等と十分な連携を図りながら、必要な支援を行います。

警察は、暴力の制止にあたるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護

します。また、DVが行われていると認められた場合や、DVが行われるおそれがあると認められた場合には、被害者の意思を踏まえ、加害者を検挙するほか、加害者への指導警告を行うなど加害行為を防止するための措置を講じます。

(2) 一時保護体制の充実

(現状と課題)

DV被害者及び同伴家族の一時保護については、長崎支援センターにおいて行っています。また、個々の状況に応じて、民間シェルターや社会福祉施設に一時保護委託を行い実施しています。

一時保護は、緊急に保護することが必要と認められた場合、本人の意向に基づき援助施策が決定するまでの間行っています。入所期間中は、身柄の安全を確保し、心身の休養と安定を図るとともに、入所者の自立に向けた支援及び生活に対する助言及び入所者の生活向上のための講習会を開催しています。

平成20年4月に一時保護所と婦人保護施設を併設した安全面・防犯面に配慮した施設に移転しました。

一時保護所が県南地域に1ヶ所しかない本県では、一時保護が行われるまでの間の安全な避難場所の確保及び一時保護所までの同行支援が課題であり、一時保護委託先の確保に努め、一定確保できたと受けとめられるが、今後も一時保護委託先となる関係機関の拡大に努めます。

また、児童が同居する家庭におけるDVは児童虐待にあたり、児童の人格形成や身体的成長過程に大きな影響を与えることから、長崎支援センターでは、ケースワーカー、保育士等を配置し、児童の状況を確認しながら児童部門との連携を図るとともに、教育委員会の協力により、訪問教育を行っています。今後も、関係機関との連携による継続的なケアが必要です。

【施策の展開】

緊急時の安全の確保と同行支援

緊急時における安全の確保は、基本方針では、身近な市町で行われることが望ましいとされていますが、市町と連携して実施方法を検討していきます。安全な避難場所として福祉施設や旅館・ホテル等の活用も検討を行います。また、必要に応じて一時保護所までの同行支援や移送支援を行うとともに、市町に対しても同様の取組みを行うよう働きかけを行います。

一時保護委託の拡充

地域の母子生活支援施設等の児童福祉施設等に協力を依頼し、一時保護の委託を拡充します。

県北地域におけるシェルターの確保の検討

県北地域におけるDV被害者の一時保護のための施設として民間シェルターや社会福祉施設を確保したところであり、関係市町と連携して、地域での支援を希望する被害者の意向に沿って支援を行います。

同伴する子どもへの対応

同伴する子どもについては、県教育委員会や市教育委員会との連携により、訪問教育を継

続するとともに、児童相談所と密接に連携を図り支援の充実を図ります。また、DV被害を受けた同伴児については、心理回復プログラムを実施し、心理面のケアや安全教育の徹底を図るとともに、児童相談所は、婦人相談所や医療機関と連携して、個別的な心理療法やカウンセリング等の援助を行います。

入所者の生活の向上

女性の一時保護所という特殊性により、入所者は外出や行動について制約を受けていますが、体調不良や情緒が不安定にならないよう、生活環境の整備を行います。

婦人保護施設での支援

一時保護所を退所した後、安定して自立した生活が営めるよう、必要に応じて婦人保護施設への入所の措置を講じ、自ら設定した自立支援計画に基づき心身の健康の回復や社会適応力の向上のための支援を行います。

(3) 保護命令に対する適切な対応

(現状と課題)

保護命令制度は、被害者の生命または身体に危害が加えられることを防止するため、裁判所が、被害者からの申し立てにより、身体に対する暴力をふるう、または生命等に対する脅迫をした配偶者に対し、一定期間、被害者または被害者の子どももしくは親族等へのつきまとい等の禁止、被害者への電話やメールの禁止及び生活の本拠としている住居からの退去や住居付近のはいかいの禁止を命じるものです。

制度の有効な活用を図るため、被害者に対する保護命令制度の情報提供や命令発令後の支援など関係機関の連携による適切な対応が必要です。

【施策の展開】

保護命令制度の周知と申し立てへの的確な助言

保護命令制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡等を行うとともに、保護命令申し立て等の際の被害者の安全確保や同行支援について警察と連携を図り支援を行います。

保護命令申立費用や外国語への翻訳についても支援を行います。

保護命令が発令された場合の対応

県配偶者暴力相談支援センターは、保護命令が発令された場合は、速やかに被害者と連絡をとり、安全を確保し、親族への接近禁止命令が出された場合には、その親族等へそのことを連絡する等の情報提供を行います。また、必要に応じ遠隔地への避難の検討など、保護命令の発令を踏まえた今後の支援の方針について共通の認識をもてるように関係機関と連絡調整を行います。

警察においては、保護命令が発令された場合は、速やかに被害者と連絡を取り、DVによる危害防止のための留意事項や緊急時の迅速な通報等について教示します。

一方、加害者に対しては、保護命令違反が罪にあたることを認識させるとともに、保護命令を遵守するよう指導を行い、保護命令に違反する行為を行った場合は、捜査の上、検挙します。

教育委員会等との連携

被害者の子どもへの接近禁止命令が発令された場合、県配偶者暴力相談支援センターは、警察等の関係機関と連携を図り、学校等において適切な対応が行われるよう、教育委員会等と連携し、必要に応じて学校等に対して助言を行います。

4 被害者の自立を支援する環境整備

(1) 住宅の確保

(現状と課題)

被害者が自立し、安心して生活するためには、生活の基盤となる住宅の確保が必要です。県では、DV被害者については、国土交通省の通知を受け、保護命令中の被害者及びDVを理由として一時保護をした人、婦人保護施設や母子生活支援施設の退所者・入所者について、空き住宅があれば随時入居できる優先入居を平成16年10月から実施しています。また、県営住宅等を活用して、自立までのステップハウスを設置しています。さらに、退所後の日常生活が円滑に行えるよう、家具、電気製品、衣料品及び食器等の日常生活に必要な物資を整備する支援を行っています。

市町の公営住宅の優先入居や目的外使用については、令和元年度時点で、優先入居を行っていない市町が15市町、目的外使用を行っていない市町が16市町あったことから、市町の理解が得られるよう働きかけが必要です。

【施策の展開】

婦人保護施設

一時保護終了後、さらに一定期間の生活支援、精神的ケアが必要な単身の被害者については、婦人保護施設への入所措置をとり、心身の健康の回復や生活基盤の安定と自立に向けた支援を行います。

母子生活支援施設

被害者に同伴する子どもがいる場合は、福祉事務所と連携して母子生活支援施設への入所措置をとり、子どもの保育や教育を含め、母子についての心身の健康回復や生活基盤の安定と自立に向けた支援を行います。

県営住宅の優先入居

県営住宅の優先入居及び目的外使用については、手続き等の迅速な対応等DV被害者のニーズに即応できる体制の維持を図ります。

また、目的外使用の住戸が確保できている県南地区に加え、現在確保できていない県北地区においても、関係課と連携して、目的外使用の住戸の確保に努めます。

市町公営住宅の優先入居への働きかけ

DV被害者の優先入居を実施していない市町に対して、国土交通省の通知の趣旨に基づき、県営住宅に準じたDV被害者の優先入居制度を早期に導入するよう働きかけを行います。

ステップハウスの活用

地域において自立した生活がおくれるよう、一時保護所退所後、ステップハウスにおいて、同行支援、生活支援、育児支援を行い、自立を促進します。

(2) 経済的自立に向けた支援

(現状と課題)

DV被害者は十分な金銭を所持せず保護される場合が多いため、就業等による経済的自立や生活保護制度の活用により生活基盤の安定を図る必要があります。DV被害者の中には、就職の経験がなかったり、長期間働いていなかったりというケースも多く、就労するまで、さまざまな困難を抱えていることから、平成24年度から、ハローワークの職員が長崎支援センターへ週2回駐在する長崎労働局との一体的事業による支援を実施しています。

就職先の確保については、長崎県ひとり親家庭等自立促進センターや、ハローワーク、マザーズサロンとの連携により同行支援や情報提供を行っています。今後は、ひとりひとりの状況や適性に合った就労先の確保や職業訓練の実施、就労定着を図るための就労後の相談支援等、きめ細かな支援を行っていく必要があります。

また、生活保護、児童扶養手当の支給及び母子寡婦福祉資金等の貸付制度等ひとり親家庭の総合的支援制度や子育て支援等の社会資源について、市町や福祉事務所と連携を図り、十分活用ができるよう助言を行う必要があります。

【施策の展開】

就業支援

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター及び民間支援団体と連携を図り、きめ細かな相談支援及び就職後のフォロー等を行います。また、ハローワークの職員が長崎支援センターへ週2回駐在する長崎労働局との一体的事業の活用により、ハローワークの職員による求人情報や職業訓練等の情報の提供やキャリアガイダンス、各種手続き、研修等専門的な支援を行います。

福祉制度の活用

被害者に対し、生活保護制度のほか、母子生活支援施設における保護の実施、児童扶養手当等の支給や母子父子寡婦福祉資金等の貸付等の福祉制度を活用した自立支援について、情報提供等を行うとともに、福祉事務所等と連携を強化し、個々の状況に応じた支援策を検討します。

(3) 支援制度の情報提供とワンストップ化の推進

(現状と課題)

被害者が安心して生活するための支援制度の活用については、被害者の居場所が加害者に知られることのないよう配慮の上、関係機関が連携協力しながら支援を行うとともに、配偶者暴力相談支援センターは、情報提供を行います。また、市町の窓口において手続きが円滑に進むよう共通の相談シート等の活用によるワンストップ化を推進する必要があります。

また、被害者及びその関係者の安全確保を図るため、被害者等に関わる情報の管理に細心の注意が必要です。

【施策の展開】

市町窓口における円滑な手続きの推進

医療保険、国民年金、子どもの通学の手続き等、市町における各種手続きについては、被害者の安全確保の面から迅速に円滑に行われることが望まれています。共通の相談シート等の活用により、手続きのワンストップ化が図られるよう市町に対し働きかけを行っていきます。

被害者等に係る情報の保護

配偶者暴力相談支援センターは、被害者に対し、住民基本台帳の閲覧に際し、被害者を保護する観点から、制限をかける支援措置が講じられていることについて、情報提供を行います。また、住民基本台帳の閲覧等の制限の対象となっている被害者について、市町の関係部局が厳重に情報の管理を行うことを働きかけます。

(4) 自立に向けた支援の推進

(現状と課題)

DV被害をうけた母子は一時保護所退所後も不安を抱えて生活しているため、地域において生活をする際に、様々な困難と直面するとともに、DV被害による心へのダメージが大きく、回復までには相当の期間を要します。また、子どもが同居する配偶者への暴力は、児童虐待にあたり、DV家庭で育った子どもは、不安をかかえており、きめ細かな生活支援を行うとともに、心理回復等のケアが必要です。

【施策の展開】

きめ細かな自立支援

民間支援団体と協働し、面接や家庭訪問、相談支援、同行支援、家事・育児支援等を行い、被害者の自立を促進します。

被害者に対するケアプログラムの推進

同じ悩みをもつ仲間とのコミュニケーションの場を確保する等、民間支援団体等との連携により、自立後のアフターフォローを推進します。

子どもに対するケアプログラムの推進

DV家庭に育った子どもの心のケアを行うため、サポートスタッフの養成を行い、児童相談所や民間支援団体等との連携による相談支援、心理回復のプログラムを実施するとともに、スクールカウンセラーによるカウンセリングなど、教育機関との連携について、検討してまいります。

精神科医による医学相談等

長崎支援センターにおいて、精神科医による医学相談及び医学的判定等を実施します。

5 関係機関の連携による推進体制の整備

(1) 被害者支援ネットワークの構築

(現状と課題)

配偶者暴力相談支援センター、警察、福祉事務所、児童相談所、市町、その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力することが不可欠です。

また、被害者の保護及び自立支援を円滑に行うためには、施策を所管する関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、保護、自立支援など様々な段階において、緊密に連携しつつ被害者支援に取り組むことが必要です。

【施策の展開】

長崎県DV対策等推進会議の開催

本県の総合的なDV施策の推進を図るため、福祉、男女共同参画等の県関係部局をはじめ、警察、裁判所、法務局等の関係機関や民間の有識者等で構成する「長崎県DV対策等推進会議」を設置していますが、計画の進行管理や効果的な施策の実施等についての協議を行うとともに、それぞれの役割を認識し、DVの発生の予防とDV被害者への切れ目のない支援について推進します。

DV被害者支援ネットワークの強化

県南・県北の2ブロック会議を設け、市町・警察等関係機関・民間支援団体等のネットワーク化による被害者への切れ目のない支援について協議を行います。

被害者支援マニュアル等の活用

DV関係機関の職務関係者が、共通認識を持って、相互に緊密な連携をとりながら、被害者の状況に応じた適切な支援ができるよう、相談への対応方法、通報に関するガイドライン、関係機関への的確な引継方法等を取りまとめた被害者支援マニュアル(平成24年2月作成(平成25年2月改訂))、DV被害者支援マニュアル2020(令和2年3月作成)を活用するとともに、今後も必要な見直しを行っていきます。

(2) 民間団体との協働

(現状と課題)

DV防止及び被害者の保護を図るためには、行政だけではなく、民間支援団体も大きな役割を担っています。本県においては、平成15年にDV防止及び被害者支援を目的としたNPOが発足し、県内各地で啓発活動を行うほか、電話相談やカウンセリング等の支援活動を行っています。

平成21年度から民間支援団体と協働して、DV予防教育の拡充や被害者への支援を行っています。今後とも、効果的な事業推進に向けて、一層の連携・協働を進めていく必要があります。

また、DV予防教育の推進及び被害者や子どもの心のケア支援のためには、民間支援団体等の人材を育成する必要があります。

【施策の展開】

DV防止団体等との連携強化

各地域での出前講座や中学校・高等学校・大学・保護者等へのDV・デートDV防止等の啓発活動、相談活動、人材育成活動を行っているNPO等の民間支援団体と連携し、NPOと県との情報交換会等により意見交換を行うとともに、協働による、被害者支援、啓発、研修を行います。

民間シェルターへの協働に向けての働きかけ

県内外の民間支援団体が運営するシェルターやステップハウス等の情報収集に努め、一時保護委託や連携等による被害者への緊急的・弾力的な対応や安全の確保が図られるよう一時保護委託先の拡充等体制整備に向けての働きかけを引き続き行います。

(3) 性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターとの連携

(現状と課題)

DVには、身体的暴力、精神的暴力、経済的なものなどがあり、性的暴力もその一つです。本県では、性犯罪・性暴力被害者を被害直後からの医療的な支援、相談・カウンセリング等を行うワンストップ支援センターの設置を進めており、性暴力被害を受けるDV被害者もいることから同センターとの連携が必要です。

【施策の展開】

性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターとの連携

県が設置している「性暴力被害者支援サポートながさき」と長崎・佐世保こども・女性・障害者支援センター等関係機関が連携し、性犯罪・性暴力被害を伴うDV被害者に対する支援を行っていきます。

(4) 苦情処理体制の整備

(現状と課題)

職務関係者が被害者等に対して、不適切な対応を行った場合、その苦情を改善が速やかに行われるようなしくみが必要です。

【施策の展開】

苦情に対する迅速な対応と処理

苦情の処理にあたっては、対応マニュアルを作成し、一定のルールに沿った方法で解決を行い、信頼性、適切性の確保を図ります。

《用語解説》

「配偶者からの暴力（DV）」 P1

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」では、「配偶者」には、婚姻の届出をしていない「事実婚」及び「元配偶者」（離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合）を含みます。また、生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活を営んでいない者をのぞきます。）からの暴力について、この法律を準用することとされています。さらに生活の本拠を共にする交際関係を解消した後も引き続き暴力を受ける場合を含みます。「暴力」は、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（精神的暴力・性的暴力等）を指します。

本計画の中の「配偶者からの暴力」は、法律上の定義に加え、恋人等の男女間における様々な暴力のことも含みます。

「配偶者暴力相談支援センター（DVセンター）」 P1

都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすこととなっています。また、市町村も自らが設置する適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことができるようになりました。配偶者暴力相談支援センターでは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、以下の業務を行います。本県では、県が設置する長崎及び佐世保こども・女性・障害者支援センターと長崎市、南島原市が設置する配偶者暴力相談支援センターの計4ヶ所が設置されています。

- ・相談や相談機関の紹介
- ・カウンセリング
- ・被害者及びその同伴家族の一時保護
- ・自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助
- ・被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助
- ・保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助

「婦人相談所」 P1

売春防止法第34条に基づき、各都道府県に必ず1つ設置されています。元々は売春を行うおそれのある女子の相談、指導、一時保護等を行う施設でしたが、平成13年4月に成立したDV防止法により、配偶者暴力相談支援センターの機能を担う施設の一つとして位置付けられました。本県では、平成19年4月から長崎こども・女性・障害者支援センターがその役割を行っています。

「保護命令」 P5

被害者が配偶者からの更なる身体に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、地方裁判所が被害者からの申立てにより、加害者（事実婚の者及び元配偶者を含みます。）に対し発する命令。「接近禁止命令」と「退去命令」があります。加害者が保護命令に違反すると刑事罰（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）に処せられます。

接近禁止命令

- ・被害者への接近禁止命令

被害者の身辺につきまったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令。期間は6か月。

- ・被害者の子又は親族への接近禁止命令

被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者の子又は親族等の身辺につきまったり、子又は親族等の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令。被害者への接近禁止命令と併せて発令されます。期間は6ヶ月。

電話等禁止命令

- ・被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者に対する一定の電話・電子メール等が禁止されます。期間は6ヶ月。

退去命令

- ・被害者と共に住む住居からの退去することを命じるものです。期間は2か月。

「婦人相談員」 P6

売春防止法第35条を根拠とし、売春を行うおそれのある女子をはじめ、様々な問題を抱えている女性の相談・指導を行っていますが、DV防止法により、DV被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができることになりました。

「デートDV」 P10

結婚（内縁関係を含む）していない交際相手からの暴力のことです。

「婦人保護施設」 P11

売春防止法第36条により都道府県や社会福祉法人などが設置しています。元々は売春を行うおそれのある女子を収容保護する施設でしたが、現在では、家庭環境の破綻や生活の困窮など、様々な事情により社会生活を営むうえで困難な問題を抱えている女性も保護の対象としています。

平成13年4月に成立したDV防止法により、婦人保護施設が配偶者からの暴力の被害者の保護を行うことができることが明確化されました。本県には、長崎市に1ヶ所設置しています。

「福祉事務所」 P12

社会福祉法第14条に基づき設置されている社会福祉全般の窓口です。都道府県が設置する福祉事務所は郡部を管轄し(小値賀町のみ町が設置)、市部については、各市が設置する福祉事務所が管轄しています。

「職務関係者」 P13

配偶者等からの暴力に係る被害者の相談、保護、自立支援、捜査、裁判等に職務上関係のある者を指します。

「シェルター」 P16

暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設です。

「ステップハウス」 P18

シェルターでの一時保護の後、すぐに自立生活に移れない被害者が、心のケアや自立の準備をするための中間的な施設です。

「母子生活支援施設」 P18

児童福祉法第38条に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設です。

母子生活支援施設においては、母子を保護するとともに、その自立を促進するため個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の教育に関する相談及び助言を行う等の支援を行っています。

「長崎県ひとり親家庭等自立促進センター」 P19

ひとり親家庭の父、母及び寡婦を対象に、就業相談、就業支援講習会の実施、就職情報の提供など一貫した就労支援サービスを行う、就業・自立を促進する施設です。(平成27年2月から長崎西洋館内にて実施)

「児童扶養手当」 P19

父母の離婚などにより、父親又は母親と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭等の生活の安定や自立を助け、児童の福祉の増進を図るために支給される手当です。

また平成24年8月から、新たな支給要件として「父又は母がDV保護命令を受けた児童」が対象になりました。

「母子父子寡婦福祉資金」 P19

20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子等を対象とした貸付金制度です。

「ワンストップ化」 P19

DV被害者に対する支援手続きに関することであり、DV被害者の安全確保と迅速な対応、精神的な負担の軽減のため、1ヶ所で必要な申請手続き等を行うことができるようにすることである。

「NPO」 P21

公共的な活動を行う非営利組織をいいます。